

大審院法廷における代言人・代人 — 一八七五年～一八八〇年 —

橋本誠一

- 一 本稿の課題
- 二 分析対象と分析結果
 - 1 分析対象—時期と資料
 - 2 分析結果(一) — 名称の使用について
 - 3 分析結果(二) — 免許代言人と無免許代言人の共存
- 三 無免許代言人の群像
- 四 おわりに—残された課題

一 本稿の課題

筆者は、かつて拙著『在野「法曹」と地域社会¹⁾』において、一八七六(明治九)年代言人規則(司法省甲第一号達)制定以後も、免許代言人でない者が「代人」(代理人)の肩書きを利用して訴訟代理を引き受け、免許代言人と同じように法廷に立っていたという事実を指摘した²⁾。そして、このような状況は、一八八〇(明治一三)年代言人規則改正(司法省甲第一号布達)以後も基本的に変化していないと結論づけた³⁾。その際、拙著がその根拠として挙げたのは、以下のような事実であった。

① 一八七七(明治一〇)年から一八七九(一二)年にかけて静岡地方裁判所管内で争われた民事事件では、免許代言人だけでなく多数の代人が登場している。そのなかには水谷亥之輔のように訴訟代理を業として営む者が含まれていた。

② 静岡地方裁判所の場合、代言人規則改正制定以後の一八八二(明治一五)年においても、代人が免許代言人と同様に法廷に立っていた事実を確認することができる。

③ 大審院においても状況はほぼ同様であった。試みに『大審院民事判決録⁵⁾』に収録された一八八四(明治一七)年一月から三月までの判決一五七件を見ると、代人が訴訟代理人となっているものは四五件を数える。そのなかには、一人の代人が複数の事件を担当しているケースもある。このことから、当時の大審院においても、一定数の代人が業として訴訟代理を受任していたと考えられる。

しかし、拙著執筆の段階では、断片的な資料調査によって結論を導出したため、実証面の精度はなお低いといわざ

るを得ない。その結果、何よりも次のような未解明の問題を残した。すなわち、彼ら代人はやがて法廷から消えていく存在であり、法廷内の訴訟代理は次第に代言人・弁護士の独占業務となっていくことは確かなのだが、その移行の画期を特定するには至らなかったのである。

もちろん、筆者のフィールドとする静岡県の場合、資料の残存状況からして、弁護士の業務独占確立の画期を実証的に確定することは決して容易な作業ではない。拙著も、当時の新聞記事に依拠して断片的な事実を指摘することしかできなかった。しかし、大審院については、『大審院民事判決録』を悉皆調査すれば、ある程度は業務独占確立のプロセスを解明し、その画期を特定することが可能であると思われる。そこで筆者は、改めてこの課題をとりあげ、『大審院民事判決録』の悉皆調査を行うことによって一定の仮説を立てる作業に取り組むこととした。⁽⁶⁾ただ本稿では、時間的な制約から、その作業の第一段階として一八七五（明治八）年七月から一八八〇（明治一三）年五月末までに限って分析を行う。それ以降の分析は今後の課題としたい。

二 分析対象と分析結果

1 分析対象—時期と資料

前述のように、本稿で分析の対象とするのは『大審院民事判決録』に収録された判決のうち、大審院の開庁（一八七五年五月二四日⁽⁷⁾）から代言人規則改正（一八八〇年五月一三日司法省布達甲第一号）制定までの時期（一八七五年七月～一八八〇年五月⁽⁸⁾）に出されたものである。その総件数は表1「大審院民事事件数（一八七五—一八八〇）」の通

表1 大審院民事事件数(1875~1880)

年	件数	事件番号 (通し番号)	備 考
1875	23	1~23	ただし、7~12月分。
1876	66	24~89	
1877	88	90~177	
1878	224	178~401	
1879	321	402~722	
1880	137	723~859	ただし、1~5月分。
合計	859		

*『大審院民事判決録』により作成。

りである。

これらの判決から一件ずつ、事件番号（筆者の付した通し番号）、事件名、判決日、上告人名（原告）、住所、上告人側代理人・代人名、被上告人名（被告）、住所、被上告人側代理人・代人名をピックアップして作成したのが表2「大審院民事判決一覽（一八七五—一八八〇）」（掲載略⁹）である。

2 分析結果（一）—名称の使用について

表2をもとに、大審院判決に「代理人」の名称を使用する者がいかなる頻度で登場するかを確認するために作成したのが表3「大審院判決「代理人」記載件数」である。表3の作成にあたっては、一つの事件において、上告人（原告）または被上告人（被告）のいずれか一方の側、あるいは双方の側に「代理人」を名乗る者が登場している場合を「1」とカウントした。その結果、次のような事実が明らかとなった。

代理人規則制定前後（一八七五年と七六年）を比較すると、「代理人」を名乗る者が登場する頻度に大きな変化はない（約五二%↓五六%）。およそ二件に一件の割合で、「代理人」が登場するといつてよい。

ところが、一八七七（明治一〇）年以後になると、「代理人」の登場頻度は極端に低くなる（約二〇%↓三%）。それは、全事件数に占める割合だけでなく、「代理人」と記載している件数の絶対数もまた同様の傾向を示している（一八七六年の三七件が七七年一八件、七八年七件に減少）。

表3 大審院判決「代言人」記載件数

年	記載件数 (A)	全事件数 (B)	A/B (%)
1875	12	23	52.2
1876	37	66	56.1
1877	18	88	20.5
1878	7	224	3.1
1879	19	321	5.9
1880	16	137	11.7
合計	109	859	12.7

* 『大審院民事判決録』をもとに作成した。
注) 明治8年は7月から12月までの6ヶ月分、明治13年は1月から5月までの5ヶ月分である。

このような事実はいったい何を意味するのか。実際、この数字の示す通り、一八七七年以後、代言人—より誤解のない表現をすれば、免許代言人—は大審院法廷に現れなくなったのだろうか。この点について、いま少し具体的に考えてみたい。

まず、代言人名称の使用例を見てみよう。代言人の名称が登場する判決をすべて抽出したのが表4「代言人関係事件一覧」（末尾に掲載）である。これを見ると、次のような事実気づく。すなわち、代言人規則が制定される以前から、訴訟代理業を営んでいると思われる者が代理する場合でも、代人規則にいう「至親」が本人の代理を務める場合でも、いずれも区別することなく「代言人」の名称が使用されている。これは、代言人という名称が職名としてでなく、単なる訴訟手続上の地位—代理人と同義—として観念されていたことを意味するのではないだろうか。

このような状況は、一八七六（明治九）年代言人規則によって免許代言人制度が導入されて以後も続き、ほぼ一八七七（明治一〇）年初め頃まで確認することができる。ところが一八七七年のある時期から代言人の名称使用例が急激に減少し、代わりに代人の名称使用が一般化するのである。

実際の代言人名称の使用例を見ると、一八七八（明治一一）年中の事件のうち「代言人」記載件数は七件である。

そのうち、司法省付属代言人星亨が「代言人」と称しているケースが四件と過半を占めている。さらに翌一七八九（明治一二）年になると、記載件数一九件のうち、星亨が代言人を名乗っているものは一二件に達している。実は、星亨

は、ほぼ例外なく担当事件において代言人と名乗っている唯一の人物である。¹¹⁾

次に、代人名称の使用例を見ると、興味深いことに、代人と称する者の中には数多くの免許代言人が含まれている(もちろん、免許代言人でない者も数多く含まれている。この点については後述する)。しかも、免許代言人の場合は、控訴審(上級裁判所)では代言人と称しながら、上告審(大審院)ではわざわざ代人と呼び代えているケースも珍しくない。たとえば、一八七八(明治一二)年二月二三日大審院判決「預ケ金淹滞一件」(事件番号三九一)において被告側代理人を務める免許代言人秀島虎二郎¹²⁾は、大審院法廷では「代人」と称したが、控訴審(東京上級裁判所)では「代言人」と名乗っていた(なぜ、このような名称の使い分けが行われていたのか、その理由は不明だが)。なお、この時期は、以前と異なり、免許代言人の資格をもたない者が代言人を名乗るケースは皆無である。

こうして見てくると、一八七七年から一八七八年にかけて代言人という名称に何らかの意味変化が起きたのではないかと考えられる。一つの仮説として述べるならば、それまで単なる「訴訟手続上の地位」として観念されていたものが(たとえば司法省附属代言人などの)特定個人に帰属する一ある意味で特権的・排他的な一職業名称へと変化したといえるかもしれない。

3 分析結果(二) — 免許代言人と無免許代言人の共存

これまでの作業の結果、この時期の大審院において免許代言人による訴訟代理がどの程度普及していたのか、その反面として無免許代言人がどの程度活躍していたのかを調べるためには、代言人や代人の名称いかんにかかわらず、実際に訴訟代理を担当した者が免許代言人なのか、それとも無免許代言人として訴訟代理業を営む者なのかを一つ一

つ識別する必要があることが明らかになった。

そこで、表1から、代言人・代人の名称いかにかわりなく一人で複数の事件について訴訟代理を務めた者をすべて抽出し、大審院法廷への登場順に整理したのが表5「複数事件を担当した代言人・代人一覧」（末尾に掲載）である。

ここで、表5作成に当たったの考え方を説明しておきたい。いうまでもなく、訴訟代理を担当した人びとの氏名を一人ずつ確認していけば、誰が免許代言人であるかは直ちに判明する。しかし、免許代言人でない者が業として代言業を営んでいる場合は、そういうわけにはいかない。それでは、どのように確認すればよいのか。やはり、彼ら無免許代言人を抽出するためには、一定条件のもとにデータを選別する必要がある。すなわち、複数の事件について訴訟代理を担当している者は業として訴訟代理を営んでいるという蓋然性がかなり高いと考えられることから、まずはその条件に該当する者を選別する必要があるだろう。そこで、使用名称のいかんにかかわらず、同一人物が複数の訴訟代理を担当したケースをすべて抜き出すこととした（ただし、代人規則にいう「至親」「雇人」が代人になったと判断されるものは、たとえ複数事件を担当していても、すべて除外した）。ただ、その当然の結果として、免許代言人でありながら一回しか訴訟代理を担当していない者はすべて表から除外されてしまう。しかし、同時に、無免許代言人で一回しか訴訟代理を担当しなかった者も当然に除外されることになるので、免許代言人と無免許代言人の大審院法廷への登場頻度を比較することを目的とする本稿にとっては、より公平なデータ抽出方法といえるだろう。

それでは表4の分析に移ろう。先の条件（一人で複数の事件について訴訟代理を担当した者）に該当する者は一二七名にのぼる。それらは大きく三つのグループに分類することができる。すなわち、

《第一類型》最初から一貫して免許代言人として登場する者

《第二類型》最初は無免許代言人として登場し、その後無免許代言人になった者

《第三類型》一貫して無免許代言人として訴訟代理業を営む者

このうち第一類型に分類される者は五七名(全体の四四・九%)、第二類型は一七名(二三・四%)、第三類型は五三名(四一・七%)である。第二類型と第三類型の比重の高さ(合計すれば約五五%に達する)を見れば、この時期の大審院法廷において、無免許代言人は、免許代言人と共存しつつも、少なくとも量的には免許代言人に匹敵するほどに重要な役割を担っていたといつてよいのではないか。

三 無免許代言人の群像

次に、前述の第二類型と第三類型に属する者を何人かずつ取り上げ、その略歴・活動歴等を「現段階において可能な限り」という限定つきではあるが「明らかにすることによって、無免許代言人の実像に若干なりとも迫ってみたい。まずは第二類型(最初は無免許代言人として登場し、その後無免許代言人になった者)に属する者を取り上げよう。

①茂手木慶信 茂手木は、常陸国河内郡大徳村(現茨城県龍ヶ崎市)の名主格小泉金兵衛の甥として知られ、一八七六(明治九)年、茨城県で代言免許を取得した¹⁷⁾。しかし、彼は、免許取得以前から代言業に従事していたようで、早くも一八七五(明治八)年九月一五日大審院判決「水除秣場道一件」(事件番号八)において上告人側(茨城県猿島新田戸長富山三十郎ほか二名)の「代言人」として大審院法廷に登場している。

その後、茂手木は、一八七六(明治九)年五月八日付けで「利子ト違約金トヲ被定度建議」と題する建議書を元老

院に提出している（同年五月二〇日元老院受付¹⁸）。その全文は左の通りである。

鎖国ノ弊一変シテヨリ規律漸ク備リ百事悉ク革ルトイヘトモ未タ利子ト違約金トノ制限定ラサル者ハ何ソヤ利子ト違約金トノ如キハ人民ノ自由ニ任セテ以テ政府ニ於テ之レヲ制限スルノ権理之レナキモノトスル乎果シテ然ラバ茲ニ瘋癲人アリ自ラ臨ンテ身ヲ深淵ニ投セントス傍ラ二人アリ曰ク手ノ舞ヒ足ノ踏ムハ則チ天賜ノ自由ナリ今ヤ深淵ニ身ヲ投ズルモ亦自由ノ權ナリ何ヲカ之レヲ妨ケンヤト袖手傍觀ス復タ傍ラ二人アリ曰ク手ノ舞ヒ足ノ踏ムハ自主ノ自由ナリトイヘトモ今ヤ身ヲ深淵ニ投シテ以テ天賦ノ身体ヲ抛棄スルハ四肢百骸ノ自由於是尽ヌト抑制スル者アリ抑モ之ヲ評スルニ何レヲ是トスルヤ何レヲ非トスルヤ三尺ノ童モ抑制スル者ヲシテ是ト云ベシ是ヲ以テ之レヲ論スレハ利子ト違約金トノ如キモ其制限ヲ立テ、以テ生民ノ自由ヲ保護セスンハアルベカラサルノ理ナルコト昭々乎トシテ瞭ラカナリ慶信僻陋草閣ニアリテ貧民ノ困テ以テ起ル処ヲ察スルニ多クハ利子ト違約金トニ根拠シテ朝夕ニ食スレトモタベニ炊煙スルノ糧ナク或ハ豪家ニ傭ハレ或ハ富家ニ役セラレ力役以テ薪水ノ用ニ足ラス負債ハ嵩ミ利子ハ滞リ貧苦堪エカタク方策モ亦於茲尽矣之レカタメ天與ノ至重ナル靈体モ忘レ或ハ身ヲ深淵ニ投シ或ハ躰ヲ橋梁ニ縊ル、者往々之レアリ豈憫悼ノ至リニハ非スヤ慶信案ズルニ政府ニ於テ定限ヲ立テ制限ヲ定ムルハ則チ人民ノ權衡権理ヲ保全シ利害得失ヲ平分スル為メニシテ則チ瘋癲人自ラ臨ンテ身ヲ深淵ニ投スルヲ抑制スルノ理ニ膺レハ決シテ人民ヲ束縛スルニハ非ルベシ加之一家ノ財産限リアリ一國ノ金員亦限リアリ然ルニ何ソ特リ利子ト違約金トノ制限ナキヤ其制限ナケレハ其利子タルヤ其違約金タルヤ楮弊ヲ以テ之レヲ敷ケハ全国ニ余リ之レヲ繫ケハ地球ヲ環ルノ巨金ニ至ルトイヘトモ判官ハ其約定書ニ從テ以テ之レヲ裁断セズンハアルベカラス豈不都合トヤイハサルヲ得ス是ヲ以テ之ヲ觀レハ弥々利子ト違約金トハ元金幾倍ヨリ過剩スベカラザ

ルノ制限立テズンハアルベカラサルノ理由ト存シ敢テ文意ノ参差モ顧ミス菲々薄々ノ議案ヲ閣下ニ上リ其罪万死ニ該ル伏シテ待恩斧

この建議書を読めば、開国(一八五九年)以後、経済的自由主義の荒波に翻弄され、困窮の度を強める地域社会(とくに下層民)の有り様を茂手木が怒りと焦慮の念をもって眺めていた様子が窺われる。彼が代言業に取り組むときの姿勢も、まさにこのようなものであったのかもしれない。

茂手木はまた、一八七七(明治一〇)年一〇月に『銅鑄勸解提要』(中立舎蔵版)を編集・刊行している¹⁹⁾。その点から推して、彼はこの時期かなり活発に代言業を営んでいたのではないだろうか。なお、同書表紙に「東京上等裁判所 代言人」と記されていることから、この頃すでに東京で開業していたようである²⁰⁾。

②山下知行 山下は、後述するように、大阪府出身と思われるが、一八八一(明治一四)年八月に東京府で代言免許を取得した²¹⁾。しかし、茂手木と同様、山下もそれ以前から東京において代言業を営んでいたようである。すでに一八七五(明治八)年一〇月三日大審院判決「地所差纏一件」(事件番号一三)において、上告人側(足柄県大住郡の谷亀甚兵衛)の「代言人」としてその名が登場するからである。

なお、一八七九(明治一二)年一二月一九日大審院判決「共有山争論一件」(事件番号六九〇)では、上告人側(和歌山県伊都郡の野口伊都彦始め五〇人)の「総代」として登場する。このときの判決文には、「東京府京橋区南新堀二丁目六番地寄留」の「大坂府平民」と記されている。

ここで依頼人との関係について触れておきたい。茂手木慶信が受任した事件の多くは茂手木の同郷人(茨城県民)からの依頼によるものであった。すなわち、それぞれの依頼人の住所は、茨城県河内郡(事件番号八)、茨城県河内郡

(事件番号一七二)、茨城県新治郡(事件番号二二四)、岡山県後月郡(事件番号三三九)、長野県埴科郡(事件番号三六四)、茨城県真壁郡(事件番号四九五)であった。その意味で、茂手木と依頼人との関係性は地縁的性格の強いものであったと言える。ところが、山下の場合、そのような地縁的關係はまったく認められない—依頼人の住所は足柄原大住郡と和歌山県伊都郡—のが特徴的である。

④佐藤終吉 佐藤は、「東京府第四大区一小区神田淡路町一丁目一番地」(後には「神田区淡路町一丁目一番地」に表記替え)に寄留し、族籍は堺県土族である。この間、六件の大審院上告審をコンスタントに担当している(一八七六年二件、七八年一件、七九年二件、八〇年一件)。しかし、これらはすべて無免許代言人として受任したものである。佐藤が無免許を取得したのは、一八八四(明治一七)年八月のことであった。²⁵⁾

また、依頼人との関係について言えば、佐藤の場合、山下知行と同様に地縁的關係は認められない。すなわち、各依頼人の住所は、青森県三戸郡(事件番号六〇)、福島県伊達郡(事件番号六一)、兵庫県加東郡(事件番号三五二)、大阪府西成郡(事件番号四一六)、福島県安達郡(事件番号五一七)、東京府本郷区(事件番号八三九)であった。

⑤三谷退蔵 三谷は、東京府第三大区四小区飯田町二丁目三五番地(後に京橋区築地二丁目三六番地、さらに芝区西久保櫻川町二番地に転居)に居住する東京府平民で、五回大審院法廷に登場する(内訳は、一八七六年一件、七七年一件、七八年一件、七九年二件)。しかし、彼は、この間、一貫して無免許代言人であり続けた。ようやくに免許を取得したのは一八八二(明治一五)年一月のことであった。²⁶⁾

ちなみに、三谷の依頼人はそれぞれ、青森県三戸郡(事件番号七二)、青森県三戸郡(事件番号一四八)、秋田県仙北郡(事件番号二〇二)、東京府浅草区(事件番号五三七)、秋田県平鹿郡(事件番号六六八)であった(なお、事件

番号七二と一四八の依頼人は同一人物である)。

⑥大井憲太郎 第二類型の最後に取り上げるのは大井憲太郎である。大井が代言免許を取得したのは一八八一(明治一四)年八月のことであった²⁷⁾。しかし、大井も、それ以前から代言業を営んでおり、大審院法廷にも一回登場する(内訳は、一八七九年一〇回、八〇年一回)。

一八七六(明治九)年二月、大井は、村瀬讓、北島道龍とともに開業願を提出し、東京府駿河台西紅梅町五番地に講法学舎を設立した。授業を担当したのは北島道龍と大井憲太郎であった²⁸⁾。平野義太郎によれば、「箕作麟祥・松田正久・大井憲太郎が仏蘭西法律を講じ、高木怡荘・牛場卓蔵が英書を、小松済治・北島道龍が独逸書を、岡松甕谷が明清律・新律綱領・改定律例を講じた」という²⁹⁾。その後、大井憲太郎はひとり講法学舎を離れ、一八七七(明治一〇)年五月に明法学舎を設立した。その場所は講法学舎にほど近い、駿河台東紅梅町九番地であった³⁰⁾。大井は、この明法学舎設立以後、本格的に代言業に取り組み始めたと思われる。

さて、こうして第二類型に属する者を見てくると、免許代言人と無免許代言人の間に大きな壁はなかったように感じられる。少なくとも、代言業を営むうえで両者に決定的な違いはなかったと言ってよいだろう。しかし、他方で、一定数の無免許代言人―前述の第二類型一七名―が次第に免許を取得していくという事実は重視すべきである。それは一面で免許代言人の法律専門家としての社会的地位の向上を、他面で免許代言人と無免許代言人の差別化の進行を反映しているといえるかもしれないからである。もしそうであるとすれば、第三類型(一貫して無免許代言人として訴訟代理業を営む者)に属する者は、免許代言人の社会的地位の向上に対応できなかつた人々ということになるだろう。そこで次に第三類型に属する人々を取り上げよう。ただ、残念ながら、第三類型に属する人々に関する資料はほと

んど残されていない。その意味で、彼らの活動の足跡を記録した大審院判決はほとんど唯一と言ってよいほど貴重な資料である。以下、そのごく限られた資料を中心に可能な限り関係する諸事実を寄せ集めてみたい。

⑦ 並木求采 並木は、東京府第一大区一小区神田小柳町二四番地に寄留する埼玉県平民で、大審院設置当初から登場する無免許代言人の一人である。並木が受任した事件は二件にとどまる。最初の事件は一八七五（明治八）年一月一三日大審院判決「人馬通路一件」（事件番号一五）であることから、代言人規則制定以前から代言業を営んでいたことが分かる。もう一件は、一八七八（明治一）年六月二一日大審院判決「地所争論一件」（事件番号二七四）である。二件の依頼者はそれぞれ熊谷県幡羅郡と長野県安曇郡に居住する人々であった。

⑧ 西園寺實満 西園寺は、東京府第一大区七小区五郎兵衛町五番地⁽²⁵⁾に居住し、族籍は平民である（なお、本籍地は東京府と推測される⁽²⁶⁾）。彼は都合六回大審院法廷に登場するが、その最初のものは、一八七六（明治九）年六月二八日大審院判決「田地差纏一件」（事件番号四九）において上告人側（新潟県蒲原郡の海津兵作ほか三名）の「原告代言人」として関わった事件である。このように西園寺も早くから大審院法廷に登場するが、しかし、ついに最後まで代言免許を取得することはなかった。

西園寺の依頼人は、新潟県蒲原郡（事件番号四九）、新潟県魚沼郡（事件番号六二二）、栃木県河内郡（事件番号六五四）、和歌山県牟婁郡（事件番号六六七）、神奈川県足柄上郡（事件番号七二五）と多様であることから、全国から事件を受任していたといえる。西園寺の代言業に関する評判はかなり高かったのではないか。

⑨ 井上喜久治 井上の大審院法廷への登場回数は七回に及び、西園寺のそれを上回っている。それだけに、こちらもかなり有力な無免許代言人であったといえるだろう。なお、井上は、東京府第四大区二小区猿樂町二丁目一番地

(後に神田区駿河台西紅梅町一五番地に転居)に寄留する福岡県土族であった。³⁴⁾

井上が受任した事件の依頼者は、それぞれ福岡県京都郡(事件番号一一三)、堺県大鳥郡(事件番号一一六)、堺県大鳥郡(事件番号一一七)、堺県添上郡(事件番号四七九)、長野県安曇郡(事件番号五〇二)、山梨県南都留郡(事件番号六一二)、福岡県上妻郡(事件番号七六〇)に居住していた。若干出身地である福岡県との地縁的關係を残しつつも、全国から依頼を受けていたと見てよいのではないか。

⑩太田茂輔(茂助) 太田は、西園寺、井上をさらに上回る八件を受任している人物である。神奈川県第一大区一小区横浜福富町三丁目九〇番地(後に横浜区福富町三丁目九〇番地に表記替³⁵⁾え)に居住し、族籍は神奈川県平民である。つまりは、横浜で代言業を営む太田は、大審院の上告審についても、東京の代言人に依頼することもなく、自ら処理していたのである。

しかも興味深いことに、依頼者の地域分布を見ると、必ずしも地元神奈川県に集中していたわけではない。むしろ全国的に展開していたと言つてよい。すなわち、依頼者の住所地は、神奈川県橘樹郡(事件番号二〇七)、神奈川県橘樹郡(事件番号二九五)、神奈川県横浜区(事件番号三八二)、埼玉県足立郡(事件番号五九五)、山梨県中巨摩郡(事件番号六五八)、兵庫県出石郡(事件番号七五八)、埼玉県埼玉郡(事件番号八一三)、千葉県千葉郡(事件番号八四七)、という状況であった。

それにしても、太田の場合、一貫して横浜に本拠を置いているにもかかわらず、なぜ大審院上告審の代言を務めることができたのか。また、なぜ全国から依頼者を集めることができたのか。これらの疑問点の解明は今後の課題としたい。

①俣野誠之助 最後に取り上げる俣野誠之助は、大審院法廷に七回登場する。俣野は、当初、京都府下京星野町を住所地としていたが（族籍は京都府平民）、一八七九（明治一二）年早々には大阪に転居し、以後そこを拠点に代言業を営んでいたようである。³⁷⁾

担当した事件の依頼人を見ると、それぞれの住所地は岐阜県安八郡（事件番号三七〇）、大阪府新町（事件番号四三三）、大阪府幸町通（事件番号四五四）、兵庫県三原郡（事件番号五四五）、岐阜県安八郡（事件番号六五二）、岐阜県本巢郡（事件番号六六〇）、岐阜県安八郡（事件番号七二二）であった。俣野の場合、関西・中部圏を中心に代言の依頼を受けていたと考えられる。そういう意味で地縁性の強い人物であった。

四 おわりに—残された課題

以上の分析の結果、拙著において指摘した事実を改めて再確認することができた。すなわち、大審院法廷においても、一八七六（明治九）年二月代言人規則（司法省甲第一号達）制定以後も、免許代言人でない者が代人（代理人）の肩書きを利用して訴訟代理を引き受け、免許代言人と同じように法廷に立っていた。しかも、その多様な活躍ぶり、免許代言人と比肩しうるほどのものであったといつてよい。

それでは、一八八〇（明治一三）年五月代言人規則改正（司法省甲第一号布達）以後、実態はどのように変化するのか。その点を実証的に明らかにするのが次の課題である。より具体的に言えば、既述のように、拙著はすでに、代言人規則改正制定以後も、当分の間は実態に変化は見られないという仮説を提示した。今後は、この仮説を検証する

とともに、さらにはどの時期に代言人・弁護士の業務独占の確立に向けて実態が変化するかを明らかにすることが重要な課題となる。他日を期したい。

① 拙著『在野「法曹」と地域社会』法律文化社、二〇〇五年、とくに第二部参照。

② その後の研究によっても、広島県において一八七六年代言人規則制定以前に三〇〇名以上の者が代言人として活動していたが、同規則制定以後も、免許代言人になれなかった者は代人として代書代言業を継続していたことが指摘されている(増田修「広島代言人組合沿革誌 附・広島始審裁判所の官許代書人」、『修道法学』二八巻二号、二〇〇六年二月、一四〇頁)。

③ 代言人規則改正と同日に公布された「代言人規則改正ニ付詞訟代人心得方」(司法省甲第二号布達)は、明らかに代人の肩書きで訴訟代理業を営む者を法廷から排除することを意図していた。それにもかかわらず、実態に変化は見られなかった。

④ なお、この時期の代理法制の展開については、拙稿「明治前期における代理法の展開」、『静岡大学法政研究』一一巻一・二・三・四号、二〇〇七年三月、参照。

⑤ 以下、本稿では、明治前期大審院判決録刊行会編『明治前期大審院民事判決録』(三和書房、一九五七年)、司法省編『大審院民事判決録』(国立国会図書館近代デジタルライブラリー)を参照した

⑥ 日本における弁護士職の成立過程を考察するものとして、林真貴子「日本における法専門職の確立―職域の形成とその独占」、鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷二郎編著『法の流通』慈学社出版、二〇〇九年、六三九〜六六五頁、参照。

⑦ 一八七五(明治八)年六月二日「太政官」達によれば、「大審院開庁日ヲ八年第九十三号控訴上告手續布告ノ日(五月二十四日)引用者トナス」という『太政類典』第二編二三巻、整理番号一三、マイクロリール番号三五。なお、大審院が旧明法寮跡に仮設されたのは、同年五月九日のことであった(司法省編『司法沿革誌』法曹会、一九三九年、二八頁)。

⑧ 代言人規則改正の制定は一八八〇年五月一二日であるが、資料整理の都合から、五月末までの判決を分析対象とした。

⑨ 紙幅の都合により、表2を本稿に掲載することはできなかった。以下のURLで全部公開しているので、本稿とあわせて参照いただければ幸ひである。http://www.geocities.jp/jshashi/link/daisinin-hanreitiran_01.html

⑩ 司法省職制並ニ事務章程（司法職務定制）（明治五年八月三日太政官無号）第四三条は、「第一 各区代言人ヲ置キ自ラ訴フル能ハサル者ノ為ニ之ニ代リ其訴ノ事情ヲ陳述シテ枉冤無カラシム但シ代言人ヲ用フルト用ヒサルトハ其本人ノ情願ニ任ス」、「第二 代言人ヲ用フル者ハ其世話料ヲ出サシム」と規定する。

⑪ この時期に星亨が訴訟代理人として担当した事件は全部で二五件を数える。事件番号（筆者が付した通し番号）で言えば、二七七、三〇三、三五三、三六五、三八七（以上、一八七八年）、四一一、四五八、四六七、五三〇、五六九、五七七、五八三、五九四、五九六、六〇六、六七六、六九〇、七一（以上、一八七九年）、七三〇、七四五、七五一、七五二、七七七、七九六、八二五（以上、一八八〇年）、である。このうち、三〇三で「代人」、五九四で「代理」と称している他はすべて「代言人」と名乗っている（同時に、司法省附屬代言人の肩書きはすべての事件において表記されている）。なお、事件番号三〇三については、前掲奥平『日本弁護士史』二二七頁以下、参照。

⑫ 秀島虎二郎は、一八七七（明治一〇）年、名古屋で代言免許を取得した（奥平昌洪『日本弁護士史』有斐閣書房、一九一四年、復刻版、巖南堂書店、一九七一年、一三七九頁）。経歴等については、山田耕造編『日本全国代言人姓名名録』（局外舎、一八八四年）、原口令成『高名代言人列伝』（土屋忠兵衛、一八八六年）等を参照。

⑬ 一八七六（明治九）年二月二日代言人規則（司法省甲第一号布達）の布達但書によれば、「但四月一日以後代言人無之且本人疾病事故ニテ不得已場合ニ於テハ其至親（父子兄弟又ハ叔姪）ノ内之ニ代ルヲ得ヘク若シ至親無之者ハ区戸長ノ証書ヲ以テ相当ノ代人ヲ出ス亦不苦」。また、同年四月一〇日「代言人規則布達文但書並規則第六條ニ付心得」（司法省甲第四号布達）によれば、「布達但書ニ代人ノ儀掲載候処尚ホ一般人民ノ雇人十ヶ月以上不断雇置候者ニ限り至親同様代人ト為スヲ得ヘシ」という。

⑭ これに該当する免許代言人は、前島豊太郎、宮田純實、草野信吉、吉川直簡、中山利愛、牧三鼎、鈴木興義、黒岩鉄之助、宮杜孝一、酒井有、上島重威、宇陀太郎、堀田康人、山下重威、相澤貞久、石川芳太郎、板垣信有、飯高宗三郎、牛腸清吉、石川淳、太田信光、仙石豊、和田蒼終、関幸太郎、寺島弥六、長谷川陳、河原田新、南一介、今村秀雄、齊藤友徳、風間信吉、佐藤隆、柏木國太郎、河村秀俊、武藤直中、河村秀俊、佐藤喜三、など多数である。

⑮ たとえば一八七九（明治一二）年六月六日大審院判決「所有地争論一件」（事件番号五〇〇）において上告側の代人を務めている水谷亥之輔（静岡県安倍郡）は、静岡県において代人の肩書きで訴訟代理業を営む人物であった。前掲拙著一九三頁参照。

¹⁶ <http://kinbai.hp.infoseek.co.jp/problem.htm>

¹⁷ 前掲奥平『日本弁護士史』一三四頁。

¹⁸ 国立公文書館所蔵『記録材料・建白書仮綴』（請求番号）本館 2A-035-03・記00819100。

¹⁹ 同書「緒言」において、茂手木は次のようにいう。「勸解ハ訴状ヲ作ルニ及ハス本人自ラ訟庭ニ臨ミ從一至十陳述スル所ヲ法官直チニ之レヲ聴理シ而シテ被告ヲ訟庭ニ喚起シ力メテ条理ヲ説キ義務ヲ論シ和解ヲ旨トシ専ラ法律ニ照会セサルモノナレハ無智不学ノモノトイヘトモ容易ニ之レカ訴ヲナスコト最モ輕便タリ然レトモ亦勸解ノ本旨ヲ誤認スルモノ往々之レナシトセス故ニ勸解ニ関スル百般ノ公達并ニ伺指令等ヲ輯録シ加フルニ延期或ハ濟口対談書等ノ書式又ハ区裁判（所一引用者）ノ権限及ヒ分轄ヲ掲ケテ衆庶ノ便覽ニ供セントスルモノハ茂手木慶信ナリ」。

²⁰ 茂手木は、一八七七（明治一〇）年一月七日大審院判決「林場道高低争論一件」（事件番号一七二）において被上告人側の「代人」を務めていたが、このときの判決文に記載された住所は「東京府第五大区一小区浅草田町一丁目一九番地」であった。

²¹ さらに、その後、大阪に転居・開業したようで、一八八〇（明治一三）年には大阪代言人組合の設立に参加している（前掲奥平『日本弁護士史』三二五頁）。

²² 大阪府に居住していた頃、山下に海軍省採用の話がもちあがったが、結局取消となっている。その間、大阪府と海軍省の間で次のようなやり取りがあった。

まず、大阪府から海軍省への掛合文書「甲2套大日記 大阪府掛合 山下知行御採用の件」（一八七三年九月五日）、『公文類纂』明治六年・巻九・本省公文・黜陟部六止、レフアレンスコードC09111419900）を紹介する。「当府管下山下知行義貴省江御採用被成度ニ付去月二十八日礼服用出頭可為致御懸合有之候間当人江相達候処其節病氣之趣ニ付快方ニテ御犹予願出候仍テ其旨申進置候処貴省江他之手ヲ以出頭之儀御断済之上今朝秋田県下江致発足候段使ヲ以届書差越候然処貴省ヨリ未タ差出ニ不及等之儀御申越無之ニ付呼戻シ方取計可申哉又ハ前文之次第ニ付出頭之義ハ取消候テ宜敷候哉此段及御問合候也」

これに対する海軍省の回答文書「甲3套送達大日記 大阪府へ回答 山下知行御採用の件」（一八七三年九月七日）、『公文類纂』明治六年・巻九・本省公文・黜陟部六止、レフアレンスコードC09111420000）は、左の通りであった。「貴府管下山下知行儀ニ付昨五日云々問合之趣致承知候右ハ当省へ採用ノ儀ハ此上取消シト御心得可有之候此段及回答候也」

²³ 前掲奥平『日本弁護士史』一三九〇頁。

²⁴ 前掲奥平『日本弁護士史』一三九九頁。なお、一八八七（明治二〇）年現在、東京始審裁判所所属代言人として佐藤の名を見ることが出来る（山本光稼編『日本帝国代言人姓名録』山本光稼、一八八七年、一二頁）。なお、佐藤終吉には、同編『東京代言組合ヨリ日報社長へ係りル名譽回復訴訟録』（秩山堂、一八八一年）がある。同事件の内容と経過については、前掲奥平『日本弁護士史』三四二頁以下も参照。

²⁵ 前掲奥平『日本弁護士史』一三九二頁。なお、一八八四（明治一七）年現在もなお、東京始審裁判所所属の代言人である（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、一八八四年、一〇頁）。また、山本光稼編『日本帝国代言人姓名録』山本光稼、一八八七年、一〇頁、参照。

²⁶ なお、筆者は未見だが、袁采著／三谷退蔵訳述『世範新訳 訓蒙』（文海堂、一八七四年）という著作物がある。訳者は本文中の三谷退蔵と同一人物と思われる。

²⁷ 前掲奥平『日本弁護士史』一三九〇頁。

²⁸ 「明治九年十二月私学開業願」（東京都公文書館所蔵、607-1D8-17）。

²⁹ 平野義太郎編著『馬城大井憲太郎伝』大井馬城伝編集部、一九三八年、一七頁。

³⁰ 「私学開業願」（東京都公文書館所蔵、608-23-22）。

³¹ 拙稿「明治初年の代言人と法学教育―静岡県最初の免許代言人前島豊太郎の場合―」、『静岡大学法政研究』第一三卷三・四号、二〇〇九年三月、一〇一頁、参照。

³² 一七七九（明治一二）年には、東京府神田区錦町一丁目一九番地に居住している（同年一〇月二七日大審院判決「執行裁判不服一件」、事件番号六二二）。

³³ 西園寺は、一九二八（昭和三）年の昭和天皇即位大礼の際、幕末勤皇の志士として贈位を受けている（内閣「故西園寺実満（内務省一）」（一九二八年六月三〇日）、『昭和大礼贈位書類』第一冊、（請求番号）本館 2A-040-05・贈位00124100）。なお、東京都府中市の善明寺に「西園寺実満墓」（東京都指定文化財）がある（<http://www.city.fuchuu.tokyo.jp/shisei/fuchusinogaiyo/bunka/site/bunkazai/index.html>）。

³⁴ なお、この井上喜久治は、村松秀茂編『現行米商會所株式取引所例規』（井上喜久治、一八八三年）の出版人と同一人物の可能性がある

(いづれも福岡県士族という点で共通している)。もしそうであるなら、その後、井上は代言業から出版業に転じたことになるのだが。

³⁵ なお、一八七九(明治一二)年一二月までに横浜区住吉町五丁目六八番地に転居している。

³⁶ 大阪での住所は、大阪府備後町二丁目四七番地(後に東区備後町二丁目四七番地に表記替え)であった。

³⁷ なお、一八六九(明治二)年当時、いわゆる七卿落ちの一人で維新後神宮祭主などに就いた三条西季知の由来中に俣野誠之助の名がある(太政官『三条西季知家来俣野誠之助大阪へ差遣届』(明治二年一月)、国立公文書館所蔵『公文録 明治二年・第五四巻・己巳十月十一月・華族伺西京』(請求番号) 本館 2A-009-00・公00121100)。同一人物か否かの確認は今後の課題としたい。

(付記) 本研究は、科学研究費基盤研究(C)「近代地域社会における司法機構の法社会史的研究―制度・人物・事件を中心に―」(課題番号 21530007)の成果の一部である。

大審院法廷における代言人・代人—1875年～1880年—

表4 「代言人」関係事件一覧(1875—1880)

番号	事件名	判決日	上告人(原告)	住所	代言人・代人	住所	被告(被告)	住所	代言人・代人	住所
6	買米引負田畑受戻一件	明治08年08月29日	中川松枝	度会県下郷郡部	代言人三浦忠一		中川九一郎			
8	水除移轉道一件	明治08年09月15日	宮本三十郎(徳島新田戸星)住か2名	茨城県河内郡	代言人渡平水敏信	茨城県河内郡葛崎新田	川村唯助(住短瀬子新田住か3名村總代)	新高島三島郡		
12	地所界畚一件	明治08年10月31日	高柳柳次郎(新崎村總代)	新潟県蒲原郡	代言人小寺一介		野口康兵住か5名(彌戸田總代)	新潟県蒲原郡		
13	地所差違一件	明治08年10月31日	谷倉徳兵衛	足利県大住郡	代言人山内秀行		野口康兵住か5名(彌戸田總代)	新潟県蒲原郡		
15	人馬道路一件	明治08年11月13日	小徳木三郎	熊谷県藤原郡	代言人並木求栄		野口長五郎	熊谷県藤原郡		
16	馬敷地戻入一件	明治08年11月17日	柳井徳治	新潟県蒲原郡	代言人平田庄兵衛		古川古一郎	新潟県蒲原郡		
17	實地受戻一件	明治08年11月29日	飯田五郎右衛門	足利県大住郡	代言人小林興兵衛		飯田篤八	足利県大住郡		
18	違約償金一件	明治08年12月10日	長井二郎	新潟県蒲原郡	代言人國田修治		藤宮三九郎	新潟県蒲原郡		
20	漁業差妨一件	明治08年12月25日	斉藤徳十郎(住か70名)	新潟県頸城郡	代言人斉藤源四郎(住か2名)		筒石村	新潟県頸城郡		
21	五年切売地受米相場	明治08年12月28日	枝澤常太郎(住か141名)	名東県阿波郡	代言人八木林平		名東県阿波郡井澤村			
22	木綿糸代金取戻一件	明治08年12月28日	甚多川竹次郎	京都府上京二条機町	代言人小島忠里		大坂町行			
23	滞船人費請求一件	明治08年12月28日	山本熊太郎	岡山県岡山西中島町	代言人若川源俊		クワン人(英國人)			
24	違約結果一件	明治09年01月09日	橋本長次郎	熊谷県藤原郡	代言人海野直常		彦木惣平	熊谷県藤原郡		
28	預取金差違一件	明治09年02月29日	望月富	東京府西ノ谷	代言人海野直常		秋田英春(藤原)	東京府那珂町		
34	济口証文被約一件	明治09年03月29日	船橋忠順	東京府麹町			秋田竹堂			
35	山論一件	明治09年03月31日	東條清次(金川村總代)	若松県東郡	代言人田村清		青田藤藏	東京府浅草区大町	代言人吉川貞夫	東京府北郡柳
37	買附地違約一件	明治09年04月21日	河合定利	東京府市ノ谷	代言人小林興兵衛		赤枝村	東京府浅草区大町	若松県那摩郡	
39	上知物出知免不服一件	明治09年04月27日	谷口頼理(兼安寺住)	浜松県佐野郡	代言人結城茂義		清水源次郎	東京府神楽町		
42	貸金一件	明治09年05月27日	遠藤太郎	新潟県沼野郡	代言人渡辺興三次		横村藤八	新潟県沼野郡		
43	引負金差違一件	明治09年05月29日	大上五十兵衛	東京府沼田	代言人大上ノブ(原吉助)		日野源朝	新潟県沼野郡		
44	家屋敷買戻一件	明治09年05月29日	米澤少次	宮城県宮城郡	代言人岩井吉兵衛		井上ノブ(住か1名)	新潟県沼野郡		
45	丁御上立替金一件	明治09年05月29日	久米福藏	秋田県仙北郡	代言人田口權次		高橋鶴吉	新潟県沼野郡		
46	賃租村費請求立償却一件	明治09年05月29日	久米福藏	秋田県仙北郡	代言人田口權次		江崎宇三郎	秋田県仙北郡		
48	封印預ケ金差違一件	明治09年06月12日	望月富	東京府西ノ谷	代言人亀田貞治		小笠原長有(住か5名)	東京府久松町		
49	田地差違一件	明治09年06月23日	海清兵住(住か33名)	新潟県蒲原郡	代言人西側守實淵		竹内眞十郎	新潟県三島郡		
50	約定違反一件	明治09年07月08日	本間四郎左衛門	秋田県仙北郡	代言人本間正之助		江崎宇三郎	秋田県仙北郡		

51	後見並生金取返取立 一件	明治09年07月21日	内堀鐵松	茨城銀行方那	代言人内堀忠右衛門 (張吉祖父)	茨城銀行方那	小沼甫平(水原村戸長)	茨城銀行方那	武石重八(後吉男)	
53	地所境界争論一件	明治09年07月28日	佐藤庄五郎	新潟県蒲原郡	代言人小倉潤助	東京府飯田町	武石正平治	新潟県蒲原郡		
54	地所受分割論議一件	明治09年07月28日	星六郎治(注602名)	新潟県長岡郡	代言人吉田善彦	山梨県山梨郡	星守平	新潟県長岡郡		
55	貸金催促一件	明治09年07月31日	原藤自徳	東京府荏原新藤原町		伊藤藤右衛門	穴倉市三郎	東京府荏原新藤原町	代言人皆川謙俊	東京府荏原一ノ木町
56	知識上過失不当一件	明治09年08月09日	杉山彦左衛門(注626名)	静岡県安城郡	代言人芳野次郎	東京府麹町	服部文一(静岡県中島)			
60	金取立入給米一件	明治09年09月10日	月船翁太郎(注616名)	青森県三戸郡	代言人佐藤終吉	山梨県大月	鈴木通夫	青森県三戸郡		
61	釜山東美山郡入会一件	明治09年09月20日	遠藤善助(注630名)(石田村(注638名)(後代)	福島県須賀郡	代言人佐藤泰吉(注62名)		野村	福島県宇田郡		
62	公有開墾地差額七一件	明治09年09月25日	渡邊三左	新潟県岩船郡	代言人渡邊友之助	新潟県岩船郡	荒川穠小宮内村(注6105号)	新潟県岩船郡		
64	鐵線先買違約償金一件	明治09年10月16日	山崎莊十郎 寺村治郎(後) 太田三郎平(原告(後代))	長野県筑摩郡			總代言人 渡邊源次郎 渡邊源次郎 佐藤初五郎	新潟県頸城郡	代言人小倉智賢	
65	鐵線先買違約償金一件	明治09年10月16日	宮下興七	新潟県筑摩郡			渡邊源次郎	新潟県頸城郡		
72	預金滞留一件	明治09年11月28日	近藤左右見	青森県三戸郡	代言人三谷道雄	東京府飯田町	渡邊源次郎	新潟県頸城郡	代言人小倉智賢	
73	小作米催促一件	明治09年11月28日	山本常右衛門	山梨県山梨郡	代言人土師良道	山梨県山梨郡	佐藤初五郎	新潟県頸城郡		
74	賃札商取引一件	明治09年11月29日	遠藤重平	岐阜県岐阜郡	代言人遠藤治郎左衛門(遠藤重平父)	岐阜県岐阜郡	村井茂良衛	山梨県山梨郡		
75	賃札商取引一件	明治09年11月29日	遠藤重平				片野龍藏	岐阜県安八郡	代言人岡田文太郎	
76	賃札商取引一件	明治09年11月29日	遠藤重平	岐阜県岐阜郡	代言人遠藤治郎左衛門(遠藤重平父)	岐阜県岐阜郡	堀坂文助			
77	賃札商取引一件	明治09年11月29日	遠藤重平	岐阜県岐阜郡	代言人遠藤治郎左衛門(遠藤重平父)	岐阜県岐阜郡	早田龍右衛門			
78	賃札商取引一件	明治09年11月29日	遠藤重平	岐阜県岐阜郡	代言人遠藤治郎左衛門(遠藤重平父)	岐阜県岐阜郡	伊藤重助	岐阜県石津郡	代言人高橋兵平	岐阜県多芸郡
79	東京府庁第廿号ノ布透ヨリ生々相替金請求一件	明治09年12月14日	廣澤其次郎(注62名)(新吉原引手茶屋總代)	岐阜県岐阜郡	代言人吉川貞夫	東京府北條町	橋本惣助	岐阜県多芸郡	代言人高橋兵平	岐阜県多芸郡
81	地券願裁判不当一件	明治09年12月23日	土居兵八	大分県速見郡	代言人高橋達常	東京府神田五軒町	藤野木七(保田町總代)			
82	入会料増徴妨一件	明治09年12月25日	松村萬石衛門(德田村(注622名)(後代))	新潟県蒲原郡	代言人神田八郎	新潟県蒲原郡		新潟県蒲原郡	代言人千和順吾	

大審院法廷における代言人・代人—1875年～1880年—

83	水車堰敷取払一件	明治09年12月24日	西村七右衛門	東京府深川東水代町	代言人河村淡	東京府深川町	橋本正隆(東京府権知事)		代理人伊藤正信(東京府中島)
85	結料請費金請求一件	明治09年12月27日	石坂潤造(日本石油製選会社頭取)	東京府松戸町	代言人カザイ・ビネズ(英國人)	神奈川県久良岐郡	アツルソウダン		
87	抵当地所引渡違約一件	明治09年12月27日	関口辰五郎	東京府鎌倉佐田町	代言人方渡英祐助	東京府新倉町	小森秀兵衛		代理人小島勘次
88	地所取戻一件	明治09年12月28日	平尾正五郎	名東県名長郡	代言人吉川勝七郎	奈良県高市郡	羽山順次		
90	地所取戻請求一件	明治10年01月11日	中川吉右衛門	神奈川県久良岐郡	代言人渡邊小太郎	東京府豊田郡	神奈川辰序		
91	漁業違約一件	明治10年01月12日	茂木作十郎	新潟県三島郡	代言人宮田純俊ほか1名	東京府本町替町	渡邊勘三郎ほか1名(出雲崎町商會頭33名總代)		新潟県三島郡
94	盜竊防止債請求裁却不当一件	明治10年01月20日	黒田清隆(開拓使長官)		代言人黒本長之(開拓使七室出仕)		加藤幾造		東京府松井町
98	借入金償却一件	明治10年01月29日	田沼庄左衛門	千葉県白旗郡	代言人田沼由藤(庄左衛門養子)		加藤栄助		
99	安沼堰分水論一件	明治10年01月29日	中澤勘右衛門ほか190名 中澤正修(原居兼總代人) 小泉信定(原告總代人) 藤澤忠誠(原告兼總代人)	長野県諏訪郡	代言人朝山順三郎	愛知県知多郡	花岡綱盛 花岡興助		長野県諏訪郡
101	毀費借金催促一件	明治10年01月31日	八幡村ほか96名村	静岡県有度郡	代言人八幡村	東京府板橋町	八幡北村ほか96名村		山梨県山梨郡
102	貸金催促一件	明治10年01月31日	村田七兵衛 中川千代 清水七上	滋賀県滋賀郡	代言人竜吉長	東京府四谷荒木町	藤田敏康		京都府西京上
106	抵当地引渡違約一件	明治10年02月13日	岡田善左衛門	長野県埴科郡	代言人大原佐平治	長野県埴科郡	小林保左衛門		長野県埴科郡
107	可受取田地違約難決一件	明治10年02月19日	西山又次郎	新潟県頸城郡	代言人山本兼溪	東京府牛込西五軒町	保坂貞吉		愛知県宇和郡
113	借付米入金返済約金催促一件	明治10年02月28日	野野野治 小野隆平	福岡県京橋郡	代言人野野野治 代言人井上善久治	福岡県京橋郡 東京府築港町	菊池國藏ほか2名		
116	妹婿徳大豆代金返済	明治10年03月09日	外山はる	堺県大島郡	代言人井上善久治		古川三三ほか7名		堺県大島郡
117	妹婿徳大豆代金返済	明治10年03月09日	丸山兼守	堺県大島郡	代言人井上善久治		森田徳十郎ほか9名		堺県大島郡
120	買付米引渡違約一件	明治10年03月11日	細柳清三郎	東京府赤松町	代言人堀久清助	東京府横町	新庄直正		
128	山地券請買論一件	明治10年04月11日	宇崎六太郎ほか86名	新潟県頸城郡	代言人野崎清次郎		堀川英七郎ほか49名總代 安原健四郎(同上) 村田平七(同上)		新潟県頸城郡

131	大念山境界争論一件	明治10年04月19日	上三光村	新潟県蒲原郡	代言人高田信英	東京府神田一丁目	上中江新村	新潟県蒲原郡	
			下三光村				下中江新村		
			上柳山村				東田田村		
			加藤延五郎(被告總代)				早道場村		
135	所有地一件	明治10年05月05日	吉田太左衛門	愛知県中島郡	代言人海濱直常	東京府三田小山町	平松吾兵衛	愛知県中島郡	
136	買附米差額贈与ノ一件	明治10年05月08日	金井藤吉				平松孝右衛門		
141	草葦雜草伐行禁止ノ一件	明治10年05月28日	富澤慶助	神奈川県横浜府仲通	代言人海濱直常	東京府三田小山町	金森平三郎(金敷相場)	神奈川県横浜府仲通	
277	用水取立一件	明治11年06月28日	栗原亮一	東京府内石川金富町	代言人松田秀雄	東京府元数奇堀町	榑本正隆(東京府権知事)		
317	立替金一件	明治11年09月07日	大倉潤(被告治ほか21名總代)		代言人星亨(司法者付)	東京府日吉町	榑田村ほか4名村		
343	競込取戻一件	明治11年10月07日	内藤富太郎(同上)		代言人星亨(司法者付)		榑田村ほか4名村		
353	裁判不法ノ執行救正一件	明治11年10月23日	エー・レ・ミンゾフ(来國人)		代言人エー・レ・ミンゾフ・ビ ーネス(英國人)		開拓使		
360	約定金請求一件	明治11年11月04日	牛子村	埼玉県入間郡	牛子村總代ノ野澤維一 代言人	東京府新橋日吉町	南田島村(島村源右衛門 以下5名一併)	埼玉県入間郡	
365	村有地争論一件	明治11年11月14日	エー・ミルソム(英國人)		代言人星亨(司法者付)		日本政府大藏省		
387	渡船業取戻一件	明治11年12月16日	中野三治郎(被告總代)	滋賀県坂田郡	代言人星亨(司法者付)	東京府京橋区	田中仁平(中多良村下多 良村朝妻三郎以下3名總代)	滋賀県坂田郡	
			古澤源四郎(同上)				中江源三郎(同上)		
			平尾興三郎(同上)				増田傳次(同上)		
411	山林取戻約定違背一件	明治12年04月31日	大杉彌千秋	静岡県東君澤郡	代言人野澤維一 代言人星亨(司法者付) 副代言人	東京府京橋区	関忠助	静岡県東君澤郡	

大審院法廷における代言人・代人—1875年～1880年—

438	道路通行差拒一件	明治12年04月09日	横山孫平(戸長松井孫助代兼副戸長)	岐阜県大野郡	代言人星亨	東京府京橋区	青木篤京郎 岡部太左衛門(長瀬村副戸長)	岐阜県大野郡	代人藤本喜一郎	岐阜県本巣郡
467	南原井口石籠取除一件 作	明治12年04月23日	安藤三郎(下真桑村住 かか村総代) 長屋治治(同上)	岐阜県本巣郡	代言人星亨(司法省付 代理人)	東京府京橋区	曾井中島村住かか村 主總代)	岐阜県本巣郡		
530	水路妨害取立一件	明治12年07月03日	打越跡一郎367名	兵庫県津名郡	代言人星亨(司法省付 代理人)	東京府日吉町	富本林三郎(井山掛田 主總代) 西田茂人(同上) 富本徳之次(同上) 水原啓平(同上)	兵庫県津名郡		
540	堤防違約ノ控訴裁判 不法ノ執行救正一件	明治12年07月12日	若林新之助(生子村總代) 橋本トミ	埼玉県入間郡	代言人野澤謙一 代人池田勲	東京府京橋区	南田島村 橋本半次郎 日本帝國政府	埼玉県入間郡	代人白井政夫	東京府豊田区
558	田込地所取戻一件	明治12年08月04日	橋本トミ	東京府足立郡	代人池田勲	東京府足立郡		東京府足立郡		
565	損害要償一件	明治12年08月15日	マツカミ・ヘーレン (下ノ久人)	白霧共和国里馬府 佐留	代言人モツチアーツコ ルファンベト	横浜住居		吉澤千代吉	代人原潮帆三	東京府芝区
569	地所取戻一件	明治12年08月19日	大月善美彦(六月平一 郎代)	岡山県瀬口郡	代言人星亨(司法省付 代理人)	東京府京橋区		岡山県瀬口郡	代人中村觀吾	東京府豊田区
577	預メ金取戻一件	明治12年08月30日	山東直砥	和歌山県海兵部	代言人星亨	東京府京橋区	松本順	東京府牛込区		
583	南原井口石籠取除一件	明治12年09月12日	青木良相(曾井中島村 山口村長黒村石神村 總代)	岐阜県本巣郡		東京府下谷区	安藤三郎(下真桑村上 真桑村早野村七五三 村箱富村古山村等内 村黒野村黒井村有里 村敷野村上敷村總代)	岐阜県本巣郡		
589	月給并過費立替金一件	明治12年09月18日	須田隆三郎(同上)		代人田村勲	東京府下谷区	福田理太郎(同上)	岐阜県本巣郡	代人星亨	東京府京橋区
594	上納金取下一件	明治12年09月27日	安岡喜八	東京府四谷区	代人門谷真典	東京府京橋区	アトアト(フランス人)	横濱山手	代人モツチアーツカ ムラト	横濱海岸
596	國庫地券番分一件	明治12年09月30日	片岡利和	東京府芝区	代人岡崎重之	東京府芝区	渡邊半(大坂知事)		代人星亨(司法省付 代理人)	東京府京橋区
601	引負金請求手番裁判 不法一件	明治12年10月04日	百武安兵衛	東京府京橋区	代人尾木漸	東京府芝区	吉澤金藏	岡山県瀬口郡	代人原潮帆三	東京府芝区
606	立会山共有權糾紛 一件	明治12年10月13日	大月善美彦	岡山県瀬口郡	代言人星亨(司法省付 代理人)	東京府京橋区	カシホール社中(英国人)	横濱居留		
			豊田藤治(木之村總代) 豊田藤七(大澤村總代)	堺県宇智郡	代言人星亨(司法省付 代理人)	東京府京橋区	辻本林三郎(彦原村總代) 櫻井善十郎(下中村總代) 栗田佐平次(上中村總代) 山本平一(木之村總代) 加藤一郎(木之塚村總代) 竹村小太郎(細田村總代)		代人河村勲	大坂府東区

676	熊綱總裁免刑一件	明治12年12月13日	小林美登里	新潟県蒲原郡	代言人星亨(司法省付 属(代言人))	東京府京橋区	中野磯平	新潟県蒲原郡	
690	共有山争論一件	明治12年12月19日	野口伊都彦(必50人)	和歌山県伊都郡	總(代)山下知行	東京府京橋区	宮島清四郎	和歌山県伊都郡	代言人星亨(司法省付 属(代言人))
711	船瀬崎并死体命論一件	明治12年12月25日	米田善平(村井兼三郎 12名71名總(代))	石川県丹生郡	代(人)熊谷寛治	東京府日本橋区	土井武吉衛門(垂井村 中下村生井村總(代))	石川県丹生郡	代(人)星亨(司法省付 属(代言人))
718	田所屋敷地争論一件	明治12年12月26日	内田野七(注581名 代總)	三重県朝明郡	代(人)方披見祐助	東京府京橋区	青木辰(刀彌)利右衛門 (注597名總(代))	三重県朝明郡	代(人)米多理
730	指折大綱張立瀬印致 牌一件	明治13年01月24日	高橋庄九郎(福浦村總 代總)	神奈川県足柄下郡	代言人星亨(司法省付 属(代言人))	東京府京橋区	力石彦兵衛(力石重右 衛門)注521名總(代兼) 向笠栄一郎(同上)	神奈川県足柄下郡	代(人)木欄二郎
733	分地約定違禁權使一 件	明治13年01月28日	高橋平四郎(同上)	新潟県北蒲原郡	代言人高梨哲四郎	東京府日本橋区	中山龜藏(大島原治大鶴 總四郎)中山久作(堀木庄 平)西山又次郎(宮原三 郎)三浦興三(總總(代))	新潟県北蒲原郡	
745	預品取戻一件	明治13年02月17日	占山彦太郎	東京府四ツ谷区	代言人星亨(司法省付 属(代言人))	東京府京橋区	桑原翁之助	東京府日本橋区	代(人)田村成義
751	畑村大引渡取戻取消 願一件	明治13年02月23日	岩井半次郎	東京府京橋区	代言人星亨(司法省付 属(代言人))	東京府京橋区	鈴木鐵造	静岡県山名郡	
752	温泉地質有一件	明治13年02月24日	島田義樹	山形県置賜郡	代言人星亨	東京府京橋区	小林紫五郎	山形県置賜郡	
773	貸金證一件	明治13年03月08日	高橋六左衛門(注51名(時 本)久(注577名(代總))	静岡県敷知郡	代言人高梨哲四郎	東京府日本橋区	石岡興山	静岡県敷知郡	
776	宗屋取戻一件	明治13年03月15日	宮本庄吉(注53名)	東京府荏原郡	代言人高梨哲四郎	東京府日本橋区	井上延慶	東京府荏原郡	
777	月給日当其他地帯一 件	明治13年03月16日	吉田徳次郎	東京府京橋区	代言人高梨哲四郎	東京府日本橋区	三木三右衛門	東京府京橋区	代(人)星亨(司法省付 属(代言人))
791	立替金の約定違禁一件	明治13年03月25日	酒井兵藏	東京府京橋区	代言人高梨哲四郎	東京府日本橋区	榎本武藏(海軍卿)	岐阜県羽曳野郡	代(人)田村謙
796	秩父公債証券取戻及並 利子請求及罰金受授 契約違反一件	明治13年04月27日	遠藤良三(遠藤平左衛 門(代理))	岐阜県羽曳野郡	代言人星亨(司法省付 属(代言人))	東京府京橋区	遠藤源次郎九	東京府日本橋区	
825	橋梁築造費取戻一件	明治13年04月30日	那友友良	大阪府西成郡	代言人星亨(司法省付 属(代言人))	東京府京橋区	原兵吉	東京府日本橋区	
838	貸金借戻一件	明治13年05月19日	藤孝若(村松之助)注 か11名總(代總)	東京府京橋区	代言人星亨(司法省付 属(代言人))	東京府京橋区	浦竹市次郎(杉本勇吉 注か52名總(代))	大阪府西成郡	代(人)大久保謙造
840	預金不復取戻一件	明治13年05月25日	森赤三郎(森村太郎)注 か14名總(代兼)	東京府京橋区	代言人河井初	東京府京橋区	中島芳芳	東京府京橋区	
846	養子離別一件	明治13年05月25日	岡山県御野郡	東京府日本橋区	代(人)高梨哲三	東京府神田区	渡邊口慎	岡山県御野郡	代(人)大久保謙造
851	差引精算金取戻一件	明治13年05月28日	須田喜助	東京府日本橋区	代言人松尾清次郎	東京府神田区	澤田龜太郎	埼玉県入間郡	
859	貸金借戻一件	明治13年05月31日	岩田米風	鳥取県山雲郡	代言人嶋田忠虎	東京府神田区	廣瀬芳彦(ニッ子)衛 岡田芳長(衛)	東京府日本橋区	

大審院法廷における代言人・代人—1875年～1880年—

表5 複数事件を担当した代言人・代人一覧

氏名	担当 件数	内訳(年次別)						備 考
		明治 8年	明治 9年	明治 10年	明治 11年	明治 12年	明治 13年	
茂手木慶信	6	1	0	1	3	1	0	明治9年免許(茨城)。
山下知行	2	1	0	0	0	1	0	明治14年免許(東京)。
並木求采	2	1	0	0	1	0	0	
小林興兵衛	2	1	1	0	0	0	0	
小島忠里	2	1	0	0	0	0	1	明治10年免許(堺)。大阪始審裁判所所属(山田耕造編『日本全国 代言人姓名録』局外舎、明17)。実晴次郎編『代言人評判記』(実晴次 郎、明19)。三田六太郎『大阪組合代言人公評録』(探文堂、明20)。
皆川靈俊	2	1	1	0	0	0	0	
海賀直常	4		2	2	0	0	0	明治9年免許(東京)。
吉川貞夫	2		2	0	0	0	0	明治12年免許(東京)。
田村諒	9		1	1	1	5	1	明治9年免許(東京)。新潟始審裁判所所属(山田耕造編『日本全 国代言人姓名録』局外舎、明17)。
結城光義	2		1	0	0	1	0	
田口權次	4		2	0	1	1	0	
西園寺實満	5		1	0	0	3	1	
佐藤終吉	6		2	0	1	2	1	明治17年免許(東京)。東京始審裁判所所属(山本光稔編『日本帝 国代言人姓名録』山本光稔、明20)。
小倉智賢	2		2	0	0	0	0	
三谷退蔵	5		1	1	1	2	0	明治15年免許(東京)。東京始審裁判所所属(山田耕造編『日本全 国代言人姓名録』局外舎、明17)。
河村淡	2		1	0	1	0	0	
方波見祐助	10		1	0	0	7	2	明治11年免許(東京)。
渡邊小太郎	9			1	3	5	0	明治9年免許(東京)。東京始審裁判所所属(山田耕造編『日本全 国代言人姓名録』局外舎、明17)。奥平『日本弁護士史』には「渡部小 太郎」とある。大久保利夫『衆議院議員候補者列伝』(六法館、明23)。
初山頼三郎	10			1	0	7	2	明治9年免許(東京)。
寛吉長	3			3	0	0	0	
井上喜久治	7			3	0	3	1	
弘瀬就良	3			1	2	0	0	明治9年免許(東京)。
小木半兵衛	4			1	1	2	0	
三好貫一郎	2			1	1	0	0	
富田信英	6			4	1	0	1	明治10年免許(東京)。東京始審裁判所所属(山田耕造編『日本全 国代言人姓名録』局外舎、明17)。
松田秀雄	12			1	6	5	0	明治9年免許(東京)。
早川清兵衛	3			1	0	2	0	明治11年免許(東京)。
熊谷寛治	12			1	3	7	1	明治9年免許(東京)。東京始審裁判所所属(山田耕造編『日本全 国代言人姓名録』局外舎、明17)。
神田精八郎	2			2	0	0	0	
西村時四郎	3			2	0	1	0	明治9年免許(東京)。東京始審裁判所所属(山田耕造編『日本全 国代言人姓名録』局外舎、明17)。
平野精二郎	3			1	1	1	0	
田代進四郎	2			1	1	0	0	明治15年免許(仙台)。仙台始審裁判所所属(山田耕造編『日本全 国代言人姓名録』局外舎、明17)。
桑原満義	2				1	1	0	
筏新次郎	5				1	3	1	
田邊文蔵	11				2	0	0	
谷口竹次郎	2				6	4	1	
内藤五郎左衛門	2				2	0	0	明治11年免許(東京)。
植木綱二郎	20				6	9	5	明治9年免許(神奈川)。東京始審裁判所所属(山田耕造編『日本 全国代言人姓名録』局外舎、明17、ただし「綱次郎」と記載)。

法政研究 14 卷 3・4 号 (2010 年)

松尾清次郎	11		6	3	2	明治9年免許（東京）。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。原口令成著『高名代官人列伝』（土屋忠兵衛、明19）。大久保利夫『衆議院議員候補者列伝』（六法館、明23）。
皆川四郎	14		6	7	1	明治9年免許（東京）。
小島勤治	2		1	1	0	
太田茂輔	8		3	2	3	
大矢早利	7		3	3	1	明治9年免許（東京）。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
嶋志田直	21		3	10	8	明治11年免許（東京）。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
横地鉄平	3		1	2	0	明治10年免許（神奈川）。横浜始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
長岡衡	3		2	1	0	明治9年免許（東京）。
本多潤	9		2	4	3	明治9年免許（東京）。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
尾木漸	5		3	2	0	明治9年免許（東京）。
松本善五郎	15		15	0	0	
市岡晋一郎	12		12	0	0	
武田仁太郎	2		2	0	0	明治9年免許（東京）。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
山岸富三郎	2		1	1	0	
八木善十郎	3		1	2	0	
浦田治兵衛	4		2	2	0	奥平『日本弁護士史』に「浦田治平」（明治10年東京免許）の名あり。同じく、山田耕造編『日本全国代官人名録』（局外舎、明17）にも「浦田治平」の名あり。同一人物の可能性も否定できないが、今回は別人として処理した。
星亨	25		5	13	7	明治10年12月24日「司法省中附属代官人設置及其規程」（司法省丙第22号達）により司法省附属代官人に任命。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
福田孫市	2		2	0	0	
渡邊久道	3		1	1	1	
秀島虎二郎	2		2	0	0	明治10年免許（愛知）。仙台始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。原口令成著『高名代官人列伝』（土屋忠兵衛、明19）、所収。
飯塚銀弥	7		2	4	1	明治9年免許（東京）。町田岩次郎編『東京代官人列伝』（進進堂、明14）、所収。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
元田直	10		1	8	1	明治10年免許（東京）。
森川正己	3		1	1	1	明治10年免許（東京）。
若林興作	2		2	0	0	
渡邊謙吉	4		4	0	0	
早川権学	2		1	0	1	
赤羽程三	2		2	0	0	
長谷川深造	5		2	3	0	明治11年免許（東京）。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
時友一郎	6		1	3	2	
村上恒夫	2		2	0	0	明治9年免許（東京）。
鍵井清造	2		2	0	0	
稲葉克寛	2		1	1	0	
堀田久七	2		2	0	0	
野澤嗎一	14		2	9	3	明治11年免許（東京）。のち「鶴一」と表記。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。原口令成著『高名代官人列伝』（土屋忠兵衛、明19）、所収。
岡本忠三	2		1	0	1	明治12年免許（東京）。町田岩次郎編『東京代官人列伝』（進進堂、明14）、所収。
澤田寧	2		1	0	1	明治10年免許（静岡）。なお奥平『日本弁護士史』に「慶次郎」とあるのは澤田の幼名。明治13年免許（静岡）。静岡始審裁判所派松支庁所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。大久保利夫『衆議院議員候補者列伝』（六法館、明23）。
俣野誠之助	8		1	6	1	
下村四郎	5		1	2	2	明治9年免許（東京）。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。
伊藤隆眞	2		1	1	0	明治13年免許（東京）。東京始審裁判所所属（山田耕造編『日本全国代官人名録』局外舎、明17）。

大審院法廷における代言人・代人—1875年～1880年—

原田種美	2			1	0	1	明治10年免許（新潟）。新潟始審裁判所高田支庁所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
安川勝造	2			1	1	0	
高梨哲四郎	11			1	5	5	明治9年免許（東京）。町田岩次郎編『東京代言人列伝』（漸進堂、明14）、所収。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。原口令成著『高名代言人列伝』（土屋忠兵衛、明19）、所収。
藤井三郎	4			1	1	2	明治15年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
仁杉英	3				2	1	明治11年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。東京府会議員。大久保利夫『衆議院議員候補者列伝』（六法館、明23）。
山田泰造	8				5	3	明治10年免許（神奈川）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
廣瀬帆三	10				9	1	明治12年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
伊藤修	6				4	2	明治10年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
田代久米治	3				2	1	明治9年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
吉川忠彦	3				2	1	明治9年免許（東京）。
大塚信立	2				2	0	
向井七衛門	2				1	1	明治10年免許（東京）。奥平『日本弁護士史』は「七得門」と表記。
高橋重蔵	2				1	1	明治11年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
田島鹿之助	6				6	0	明治9年免許（三重）。町田岩次郎編『東京代言人列伝』（漸進堂、明14）、所収。岐阜始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
山中道正	2				1	1	明治10年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。原口令成著『高名代言人列伝』（土屋忠兵衛、明19）、所収。
白井政夫	6				4	2	明治9年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
藤井伸三	3				2	1	免許取得年不明。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
大井憲太郎	11				10	1	明治14年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
河上左右	2				2	0	明治11年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
勝原欽次	2				2	0	
高梨寛三	6				2	4	明治12年免許（群馬）。長野県平民。
大塚成吉	3				3	0	明治13年免許（東京）。横浜始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
森塚右衛門	7				5	2	明治11年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
池田初	2				2	0	
村尾智實	2				2	0	
内藤五郎	3				3	0	免許取得年不明。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
八幡儀三郎	2				1	1	明治13年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
田村成義	2				1	1	明治10年免許（東京）。横浜始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
加藤傳次郎	2				2	0	
河村初	4				1	3	明治9年免許（堺）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
藤山秀次	2				1	1	
小島官吾	4				2	2	明治11年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
中島又五郎	5				4	1	明治10年免許（愛知）。町田岩次郎編『東京代言人列伝』（漸進堂、明14）、所収。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。原口令成著『高名代言人列伝』（土屋忠兵衛、明19）、所収。
河合文次郎	3				1	2	
中山熊一郎	2				2	0	
上村乾	2				2	0	明治11年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。

柴田義一	3					2	1	
池澤萬壽吉	2					2	0	
有澤弥七	2					2	0	
山田昌勝	2					2	0	
兼松貫三	8					8	0	
高橋勉弥	2					2	0	明治10年免許（新潟）。
根本百世	2					1	1	明治12年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
小川正直	3						3	明治12年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
齋藤信吾	3						3	明治11年免許（東京）。
北村積造	4						4	
安松弘二	2						2	
吉川永之助	2						2	
白石剛	2						2	明治12年免許（東京）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。
國枝毅	3						3	明治9年免許（京都）。東京始審裁判所所屬（山田耕造編『日本全国代言人姓名録』局外舎、明17）。

※代言免許取得年は、奥平昌洪『日本弁護士史』（有斐閣書房、1914年、復刻・巖南堂書店、1971年）による。